

田上町立学校の部活動に係る方針

平成 30 年 8 月

田上町教育委員会



目 次

I	学校の教育活動における部活動の位置付け	1
	○現行中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月）（抜粋）	
	○次期中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）（抜粋）	
II	これからの部活動の在り方	1
	1 基本方針等策定の流れ	
	2 基本方針	
	○生徒にとって魅力ある部活動にするために	
	○教員にとって魅力ある部活動にするために	
III	基本方針の実現に向けた取組	2
	1 適切な部活動運営のための体制整備について	
	2 適切な運動部活動の指導について	
	3 合理的でかつ効果的・効率的な部活動の推進について	
	4 体罰の禁止並びに個人情報漏洩防止について	
	5 運動部活動を支える環境整備について	
	6 適切な休養日・活動時間の設定について	
	○休養日の設定	
	○活動時間の設定	
	【参考】	
	・「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について （平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）」	
	・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」 のスポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研 究を踏まえた基準	
	7 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備について	
	8 校長と部活動顧問の役割について	
	○校長の役割	
	○部活動顧問の役割	
	9 「田上町立学校の部活動に係る方針」の徹底・開始時期について	

I 学校の教育活動における部活動の位置付け

学校における部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して編成・実施されるものである。

○現行中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月）（抜粋）

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い(保健分野)

(2) 第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

○次期中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）（抜粋）

第1章 総則第5学校運営上の留意事項

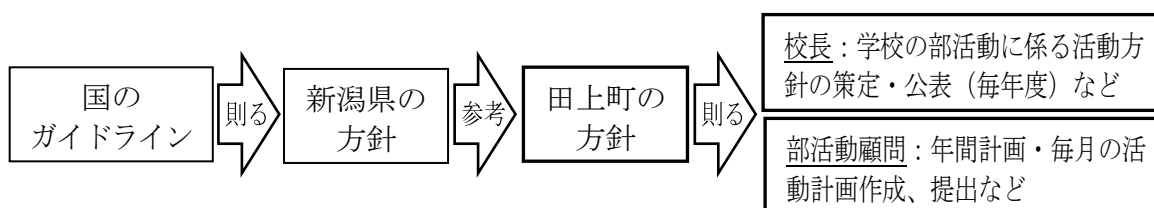
教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科第7節保健体育第3指導計画の作成と内容の取扱い

第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

II これからの部活動の在り方

1 基本方針等策定の流れ



2 基本方針

生徒にとっても、教員にとっても、魅力ある部活動の実現

そのために、以下の3つの視点から取組を進める。

- 生徒の「バランスのとれた健全な成長の確保」
- 生徒の「自主的、自発的な参加による部活動」
- 教職員の「ワーク・ライフ・バランスの実現」

<生徒にとって魅力ある部活動にするために>

○健全な成長を促進する

- ・技能や記録、仲間との人間関係づくりなどの目標や課題を生徒が自ら設定し、その達成、解決に向けて取り組む力を育成する。
- ・心身のバランスのとれた健全な成長を目指す部活動運営と指導を推進する。

○生徒の希望による自主的な参加を促進する

- ・生徒が自分の興味・関心や適性等に基づいて、継続的に取り組もうとする部活動を自分の意志で決定できるようにする。

○生徒の希望に応ずる部活動の体制づくりを推進する

- ・適度な活動量や運動強度などを望む生徒の希望に対応する。
- ・部員の減少に伴う活動の工夫と改善を推進する。
- ・地域等との連携を図ることで、多様な部活動ができる環境づくりを推進する。

○適切な指導による技能の向上を推進する

- ・学校の部活動に係る活動方針に基づいて、外部指導者（顧問に協力して技術指導を行う）を活用する。

<教員にとって魅力ある部活動にするために>

○休養日等を明確にした指導計画の作成

- ・休養日を明確に位置付けた年間並びに月間の練習計画を作成して、長時間勤務を改善する。

○複数顧問制でのワークシェアリングで負担を軽減する

- ・部活動顧問間で部活動指導を分担することで、部活動に係る負担軽減や校務分掌業務、教材研究等の時間を確保する。

○外部指導者等の活用による土日祝日の負担の削減

- ・外部指導者が土日祝日の部活動を指導することで、教員の負担軽減と余暇時間や家族との時間を確保する。

Ⅲ 基本方針の実現に向けた取組

1 適切な部活動運営のための体制整備について

(1) 年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成して、生徒並びに保護者に公表する。

- ① 合宿や遠征等についても、計画的に取り組む。

- ② 大会や対外試合が生徒の疲労につながらないように配慮し、保護者の出費等の負担はできるだけ少なくする。

- (2) 部活動の基本方針に係る運営状況に応じて、外部指導者（顧問に協力して技術指導を行う）を活用する。その際、「田上町立学校の部活動に係る方針」並びに校長の「学校の部活動に係る活動方針」などについての了解を図るものとする。

《顧問と外部指導者が確認し、共有すべき事項》

- ・活動目標、活動計画、活動内容
- ・顧問と外部指導者の役割分担
- ・緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・体罰等の禁止
- ・生徒の学校生活などに係る個人情報の漏洩防止
- ・生徒間トラブル等、生徒からの相談に関する情報共有 など

2 適切な運動部活動の指導について

部活動が教育課程の取組と相まって、学校教育が目指す生きる力の育成することと豊かな学校生活を実現させる役割を果たすことを踏まえて、適切な指導にあたる。

《運動部活動が、生きる力の育成と豊かな学校生活の実現に果たす役割》

- ・スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てること。
- ・体力向上や健康増進につながること。
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成すること。
- ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらすこと。
- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、仲間や指導者と触れ合うことで学級とは異なる人間関係の形成につながる事。

3 合理的でかつ効果的・効率的な部活動の推進について

- (1) 生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を設定する。
- (2) 生徒が、技能や記録等に係る自分の目標や課題、自分の役割や仲間との関係づくり等について、主体的に取り組む力を育成する。
- (3) 話し合いなどで目標達成や課題解決に向けて必要となる取組を考え、実践につないで自立して取り組む力を発達段階に応じて育成する。
- (4) 技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を加えながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- (5) 運動部活動用指導手引きの普及・活用に努める。

4 体罰の禁止並びに個人情報漏洩防止について

- (1) 部活動顧問等の指導者は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ等）は、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり決して許されないものであるとの自覚をもって指導にあたる。

- (2) 部活動顧問や外部指導者等の指導者は、個人情報取扱いについて、漏洩等がないよう学校の規則に則り適切に管理する。

5 運動部活動を支える環境整備について

- (1) 校長は、「田上町立学校の部活動に係る方針」に則り、各運動部において複数顧問制による運営が可能となる部数を設置するように努める。
- (2) 校長は、「田上町立学校の部活動に係る方針」に則り、生徒のニーズや意見を把握するとともに、保護者の意見や地域の実態、田上町スポーツ協会等との協働・融合を考慮して、設置する運動種目を選定する。
- (3) 校長は、部活動顧問が救急機関等への連絡体制、救急救命法やAEDの適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備して事故の未然防止に努める。

6 適切な休養日・活動時間の設定について

「新潟県部活動の在り方に係る方針」並びに「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）※1」及び「『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）』のスポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究を踏まえた基準※2」を踏まえて、運動部活動と文化部活動における適切な休養日と活動時間の設定を以下のとおりとする。

〈休養日の設定〉

- 週当たり2日以上休養日（平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とし、年間で100日以上休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
- 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。

〈活動時間の設定〉

- 1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動に取り組みさせる。
- 大会や練習試合等は、活動時間が3時間以上になることがある。その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。

【参考】

- ※1 運動を週16時間以上すると、けがのリスクが高まるという報告（「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）」）があります。
- ※2 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」のスポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究を踏まえた基準は、次のようです。
 - ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・休養日及び活動時間等の設定は、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

7 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備について

- (1) 生徒の希望を踏まえて、生徒の自主的な参加を促す活動内容や体制づくりを推進する。
- (2) 各運動部において、複数顧問制による運営が可能となる部数を設置することに努める。
- (3) 地域との連携等を推進する。
 - ① 部活動指導員（単独での指導や引率が可能）の配置を検討する。
 - ② 学校運営協議会並びに田上町スポーツ協会との連絡・調整を推進する。

8 校長と部活動顧問の役割について

〈校長の役割〉

- (1) 校長は、「田上町立学校の部活動に係る方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、保護者や地域に公表する。「学校の部活動に係る活動方針」は、次の事項で構成する。
 - 1 部活動の目標
 - 2 設置する部活動
 - 3 活動時間及び日数
 - 4 大会の参加等
 - 5 部活動の運営
- (2) 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の運用を点検し、必要があれば改善する。

〈部活動顧問の役割〉

- (1) 部活動顧問は、年間活動計画を作成し、校長に提出する。
- (2) 部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

9 「田上町立学校の部活動に係る方針」の徹底・開始時期について

「田上町立学校の部活動に係る方針」の開始は、平成31年4月1日からとする。平成30年8月から平成31年3月31日までは、徹底・開始に向けた準備期間とする。